

黄瀬川地域地下水取水基準

(目的)

第1条 この取水基準は、黄瀬川地域地下水利用対策協議会規約（昭和49年5月22日施行 以下「規約」という。）第9条第3号の規定に基づき地下水の採取について定めるものとする。

(地域)

第2条 この取水基準の適用地域は、沼津市、三島市、清水町及び長泉町の全域（別図のうち実線で示した区域）とする。ただし、国有林野を除くものとする。

(用語の定義)

第3条 この取水基準で「揚水機の吐出口の断面積」とは、揚水機本体の水が最後に通る部分の内径で計り、吐出口が2以上あるときはその吐出口の断面積を合計したものをいう。

2 この取水基準で「井戸のストレーナーの位置」とは、地表面から井戸のストレーナーの最上部までの深さをいう。

3 この取水基準で「井戸間隔」とは、井戸の中心から当該井戸によって地下水を採取することが予定される帯水層で地下水を採取している最も近い井戸の中心までの最短距離をいう。

4 この取水基準で「新設井」とは、黄瀬川地域地下水利用対策協議会設立の日（以下「設立日」という。）以後に設置の工事に着手する井戸または、設立日以後に変更の工事に着手する井戸をいう。

5 この取水基準で「既設井」とは、設立日の前日までに設置した井戸（工事中のものを含む。）をいう。

6 この取水基準で「代替井」とは、設立日以後に既設井を廃止して当該井戸に替えて設置する1本の井戸をいう。

(審議の基準)

第4条 地下水利用対策委員会(以下「委員会」という。)は、規約第10条に基づき届出があった場合は、別記「技術上の基準」により審議するものとする。

附 則

この取水基準は、昭和50年7月29日から適用する。

附 則(昭和53年5月11日議決)

この取水基準は、昭和53年5月11日から適用する。

技術上の基準

ア. 新 設 井

区域の区分	揚水機の吐出口の断面積(口径)	ストレーナーの位置(地表面下)	井戸間隔
アの区域	52cm^2 以下(80mm)	—————	おおむね300m以上とする。ただし揚水機の吐出口の断面積及び周辺における地下水の状況により短縮することがある。
①の区域	52cm^2 以下(80mm)	150m以深	

ただし、将来工業用水道等の給水が可能となった場合には、原則としてこれらの利用につとめる。

なお、次に掲げる井戸で委員会が認めるものについてはこの基準を適用しない。

(ア) 規約第10条第1項の()書に掲げる消防の用のみに供する場合または災害の場合の井戸。

(イ) 県、市、町等が経営する用水供給事業または水道事業及び、し尿処理事業の用に供する井戸。

(ウ) 公共事業の施行により既存の井戸の位置を変更して当該井戸に替えて設置する井戸。

(エ) 代替井は廃止する井戸の揚水機の吐出口の断面積及び揚水量以下で、かつ、ストレーナーの位置が㊶の区域にあっては150m以深の井戸。

イ. 既設井

地下水保全の見地より次の事項につとめる。

(ア) 用水の節水及び回収水等、水利用の合理化につとめる。

(イ) 工業用水道等の給水が可能となった場合はこれの利用につとめる。

ウ. 区域 (別図参照)

㊶の区域

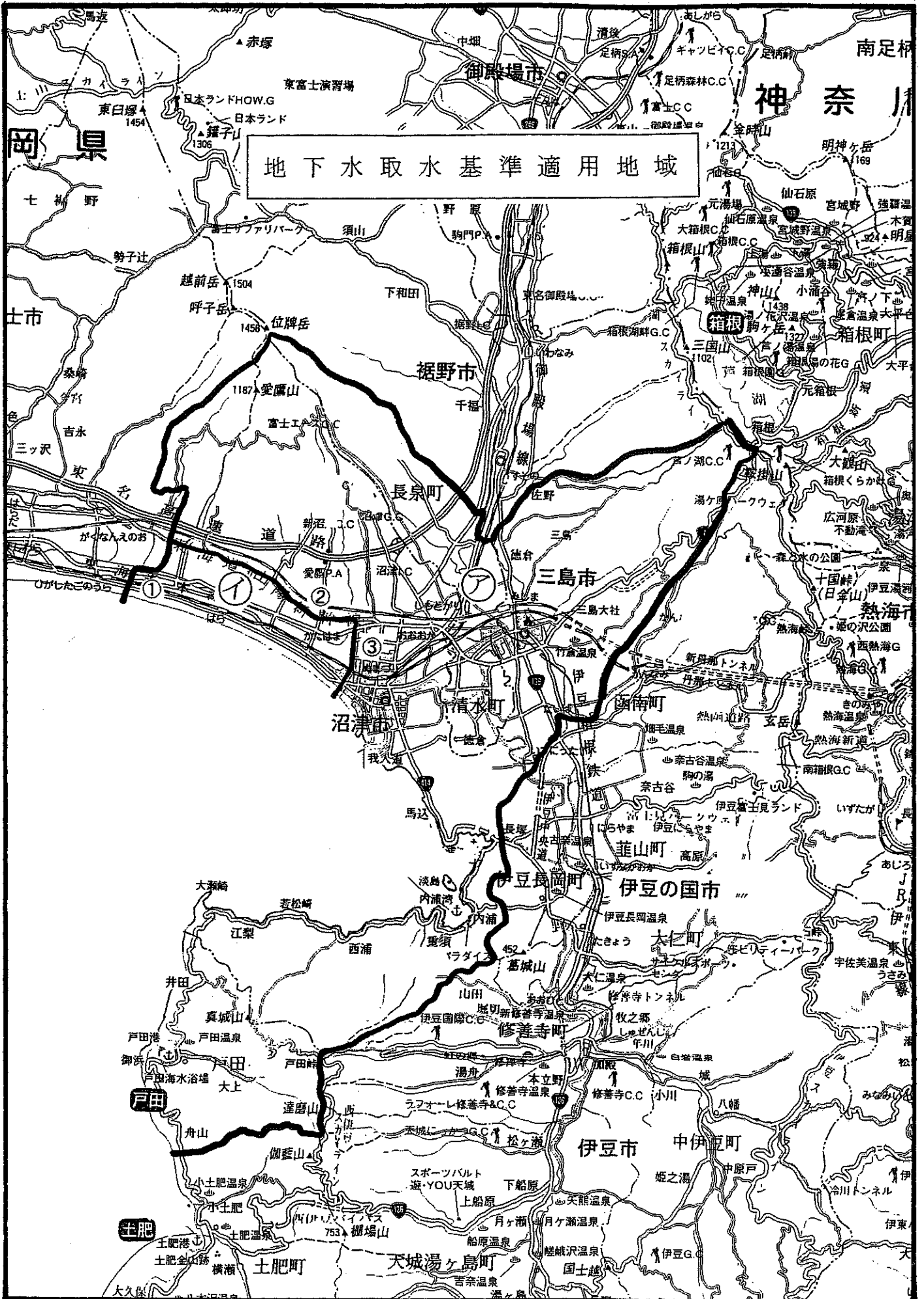
① 沼津市富士市行政境

② 主要地方道三島浮島富士線 (通称 根方街道)

③ 市道0120号線 (海岸まで)

上記①②③で囲まれた区域

㊷の区域を除いた区域



黄瀬川地域地下水取水基準の運用について

ア 地下水採取に関する届出

井戸の届出は、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が14平方センチメートル以下のものについても対象とする。

揚水設備がない自噴井戸についても、周辺の既設井戸との影響を考慮するため、届出の対象とする。

イ 新設井の上限

新設井の揚水機の吐出口の断面積が52cm²（口径80mm）以下というのは、井戸の口径に合った揚水機的能力により1日中稼働した場合、1日の最大採取量が1,000 m³以下と同等である。

したがって、P4のただし書きを除く新設井は、揚水機的能力が0.7 m³/分を越えるものについて、設置することができない。

ウ 揚水機の吐出口の断面積と井戸間隔

新設井の揚水機の吐出口の断面積が52cm²（口径80mm）の場合、既設井戸との間隔は300m以上が原則である。

新設井の揚水機の吐出口の断面積が37cm²（口径65mm）以下の場合については、周辺の既設井の採取量や地下水の状況をかん案し、下表に示す範囲で井戸間隔を決定する。

新設井の揚水機の断面積 (口径)	最も近い既設井の揚水機 の断面積 (口径)	井 戸 間 隔
37 cm ² (65 mm)	52 cm ² (80 mm) 以上	225 m以上
	37 cm ² (65 mm)	150 m以上
	22 cm ² (50 mm) 以下	150 m以上
22 cm ² (50 mm) 以下	52 cm ² (80 mm) 以上	200 m以上
	37 cm ² (65 mm)	125 m以上
	22 cm ² (50 mm) 以下	100 m以上

エ 代替井のさく井と採取量

代替井のさく井については以下を原則とする。

- (1) 代替揚水設備は、代替前1設備に対し代替1設備とし、日最大採取量、日平均採取量とも、代替前揚水設備の80%以下とする。
例えば、代替前A井の採取量が10の場合、代替後B井の採取量は、 $10 \times 0.8 = 8$ となる。
- (2) (1)の場合の代替前揚水設備の吐出口が、新設井の上限（断面積52cm²）を越えるものについては、吐出口の断面積を縮小する。
- (3) 同一敷地内の複数代替前揚水設備についても代替1設備とし、日最大採取量、日平均採取量は、代替前各揚水設備の日最大採取量、日平均採取量の合計の80%以下とする。
例えば、代替前A井の採取量が10、代替前B井の採取量が2の場合、代替後C井の採取量は $(10 + 2) \times 0.8 = 9.6 (< 10)$ となる。
- (4) (3)の場合の代替揚水設備の能力は、代替前の最大規模の日最大採取量、日平均採取量を越えないものとする。
例えば、代替前A井の採取量が10、代替前B井の採取量が6の場合、代替後C井の採取量は $(10 + 6) \times 0.8 = 12.8$ となるが、代替前A井の規模が10であるので、代替後C井の採取量は10となる。
- (5) 同一敷地内に複数揚水設備があり、その内の1井を代替する場合の、日最大採取量と日平均採取量を、代替前各揚水設備の日最大採取量、日平均採取量の合計の80%以下とすることが、著しく困難な場合がある。この場合、代替1揚水設備に対しては、代替前揚水設備の80%以下とし、他の既設揚水設備については、水利用の合理化を図ることにより、順次、地下水採取量の減少に努める計画を提示することで、委員会の審議により最終決定をする。
例えば、5本の揚水設備があり、各揚水設備の採取量が10で、その内の1本を代替するような場合、代替前の採取量が $10 \times 5 = 50$ で、代替後が $50 \times 0.8 = 40$ の原則では、1本を廃止するか、既設揚水設備すべての採取量を2割減少するかという厳しい内容であるので、代替1揚水設備の日最大採取量、日平均採取量を80%以下とし、既設揚水設備の日最大採取量、日平均採取量は可能な限りの縮小とする。
- (6) 代替揚水設備は、代替前揚水設備と同一の敷地内に設置することとし、その範囲は、代替前揚水設備から100m以内とする。

オ 水利用の合理化

後世にも豊かな地下水を絶やさぬよう、地下水保全の見地より、既設井等は普段から用水の節水及び回収水等、水利用の合理化に努める。

カ 量水器の設置

協議会設立後の新設井、代替井はすべて量水器の設置を義務付けているが、既設井についても、地下水採取量がどのくらい使用しているのかを把握するため、量水器の設置を指導している。

井戸及び揚水機（ポンプ）の概要

ポンプの種類

1. ポンプ本体が地上にあるもの
 - 渦巻ポンプ
 - タービン（多段）ポンプ
 - その他

2. ポンプ本体が水中にあるもの
 - 水中モーターポンプ

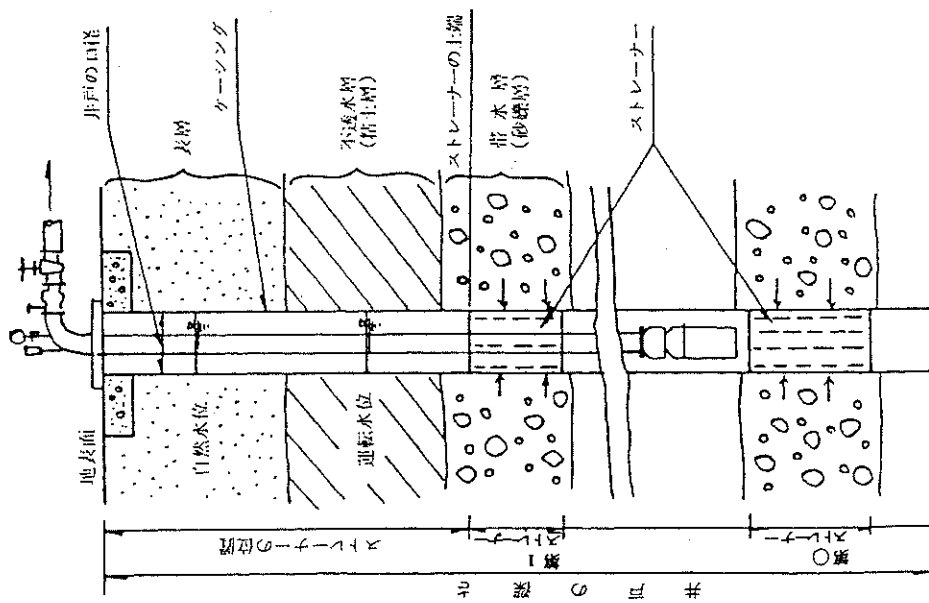


図1 井戸の概略図

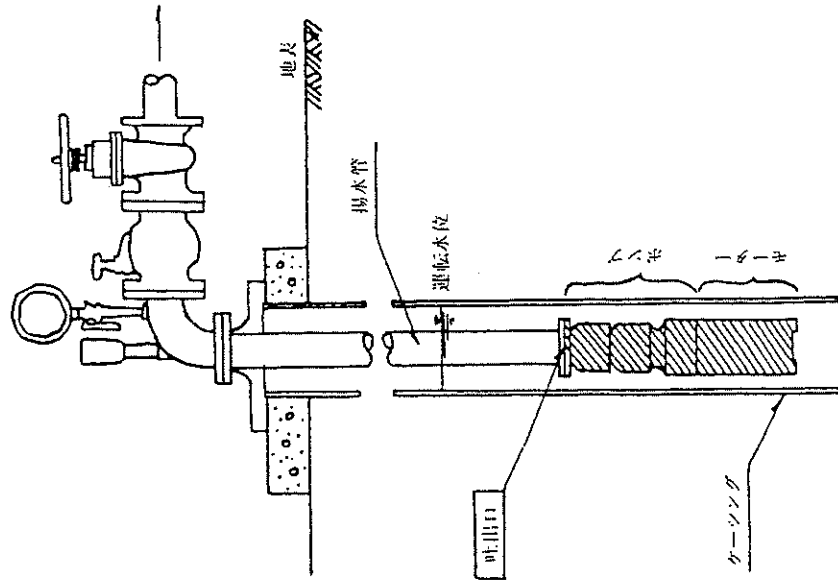


図2 渦巻ポンプ

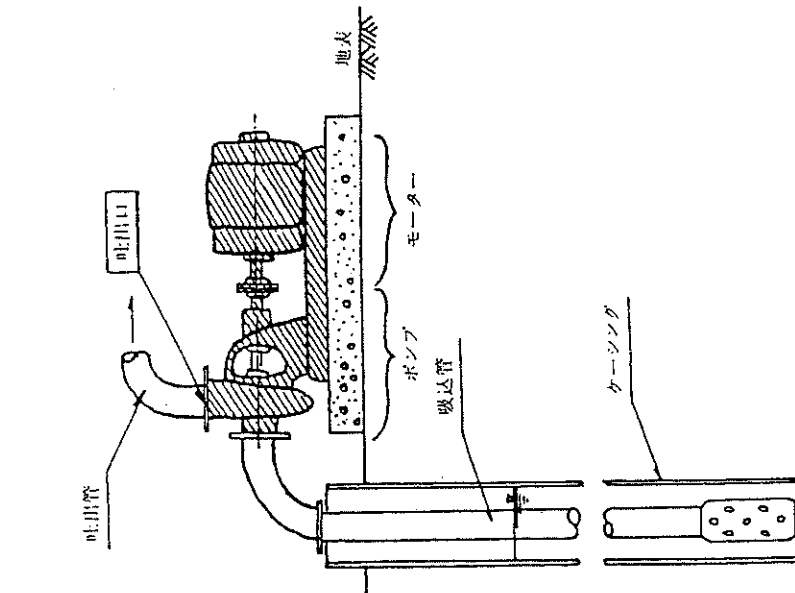


図3 水中モーターポンプ

ポンプの標準仕様表

出力: kw , H: 全揚程 (m) , Q: 吐出量 (m³/分) , 50サイクル

井戸の径 (mm)	吐出口径 (mm)	渦巻ポンプ			水中モーターポンプ			タービンポンプ				
		kw	H	Q	段数	kw	H	Q	段数	kw	H	Q
100	40	0.4	6	0.20	3	0.75	15	0.130	2	1.5	13	0.18
		0.75	11	"	5	1.5	30	"	4	2.2	27	"
					9	2.2	45	"	6	3.7	40	"
					15	3.7	75	"	9	5.5	60	"
150	50	0.4	4	0.32	4	1.5	18	0.224	2	1.5	15	0.28
		0.75	7	"	5	2.2	27	"	3	2.2	23	"
		1.5	13	"	9	3.7	49	"	4	3.7	31	"
					11	5.5	60	"	6	5.5	46	"
					14	5.5	77	"	7	5.5	54	"
					16	7.5	88	"	9	7.5	69	"
	65	0.75	6	0.5	3	3.7	17	0.37	2	2.2	16	0.425
		1.5	10	"	5	3.7	25	0.40	3	3.7	28	0.45
		2.2	14	"	6	5.5	30	"	4	5.5	37	"
					8	5.5	40	"	5	7.5	47	"
					10	7.5	50	"	7	11.0	65	"
									9	15.0	84	"
200	80	1.5	6	0.8	2	3.7	17	0.625	2	3.7	21	0.65
		2.2	9	"	3	5.5	25	0.65	3	5.5	32	"
		3.7	16	"	4	7.5	35	"	4	7.5	48	"
					5	11.0	44	"	5	11.0	58	0.71
					6	11.0	51	"	7	18.5	82	"
					8	15.0	70	"	8	18.5	94	"
	100	2.2	7	1.25	2	5.5	17	1.01	2	7.5	27	0.9
		3.7	11	"	2	7.5	18	1.25	2	11.0	33	1.12
		5.5	13	"	3	11.0	32	"	3	15.0	49	"
		7.5	21	"	4	15.0	42	"	4	18.5	61	1.03
					5	18.5	49	"	5	22.0	76	"
					6	22.0	60	"	5	30.0	82	1.12
250	125	3.7	7	2.00	2	15.0	26	2.10	2	15.0	31	1.60
		5.5	9	"	3	26.0	45	"	3	22.0	45	"
		7.5	13	"	4	33.0	60	"	4	30.0	61	"
300	150	5.5	8	2.80	1	18.5	17	3.4	2	30.0	42	2.5
		7.5	10	3.15	2	37.0	35	3.5	3	45.0	62	"
		11.0	13	"	3	55.0	55	3.4	3	55.0	71	2.8
350	200	—	—	—	1	26.0	17	5.0	—	—	—	—
		—	—	—	2	55.0	33	"	—	—	—	—